

第 8 1 号議案

品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例（令和 6 年品川区条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（児童発達支援センターの職員）

第 9 条 児童発達支援センターは、認証保育所（法第 3 5 条第 4 項の規定による認可を受けていない保育施設のうち、東京都知事が認証したものをいう。）に入所している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

付則第 5 項中「（法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）児童発達支援センターと認証保育所が併設されている場合に、両施設において一体的な支援をできるようにする必要がある。